

県産木材建築利用促進事業について

(令和3年10月1日現在)

I 事業の概要

1 事業の趣旨

県産木材を積極的に使用する工務店によって建築された住宅又は非住宅建築物（公共建築物でないもの 以下同じ）、及び県産木材を積極的に使用する建築士によって設計・監理された非住宅建築物を助成することで、建築業界において県産木材の積極的な使用を促進する。

2 事業の内容

ア 住宅・非住宅建築物建築支援

県産木材を積極的に使用して建築された住宅又は非住宅建築物について、県産木材使用割合に応じて段階的に引き上げた額を、予算の範囲内で（一社）島根県木材協会が補助。

イ 非住宅建築物設計支援

内装材等人目にふれる箇所に積極的に県産木材を使用し、県産木材利用のモデル的な事例となる非住宅建築物の木造設計の掛かり増し経費について、予算の範囲内で（一社）島根県木材協会が補助。

ウ 県産木材使用割合向上支援

建築する全住宅の県産木材使用割合向上に必要となる新たな取組に係る経費について、予算の範囲内で（一社）島根県木材協会が補助。

3 補助対象条件

ア 住宅・非住宅建築物建築支援

(1) 補助対象者

「しまねの木」活用工務店（以下、「認定工務店」という）であるもの。

(2) 補助条件

- ・ 建築に使用する木材は、県産木材を標準木材使用量の60%以上使用すること。
- ・ 県産木材はしまねの木認証センターが認証した木材・製品であること。
- ・ 施主と直接建築に関する契約をするか、施工工務店が施主となって建築する建築物で、木材調達権限が施工工務店にあること。
- ・ 建築物の工事に未着手であること。

(3) 留意事項

- ・ 県への写真提供等の求めに対して、施主の了解を得られること。
- ・ 施工中に、のぼり等を用いて県産木材を使用した建築であることをPRすること。

イ 非住宅建築物設計支援

(1) 補助対象者

「しまねの木」活用建築士（以下「認定建築士」という。）であり、過去に当補助事業に採択されたことがない者が設計・監理をするもの。

(2) 補助条件

- ・ 内装材等人目にふれる箇所に積極的に県産木材を使用し、県産木材利用のモデル的な事例となる非住宅建築物であること。
- ・ 設計・監理の契約者であること。
- ・ 建築に使用する木材は、県産木材を標準木材使用量の60%以上使用すること。
- ・ 複数の設計事務所による共同設計もしくは共同事業体（JV）により施工された非住宅建築物について、契約書等に記載された全ての設計事務所にそれぞれ認定建築士が一人以上在籍し、当建築物の設計・監理を担当していること。
- ・ 建築物の工事に未着手であること。
- ・ 別に定める審査会で補助対象として適当であると認められたもの。

(3) 留意事項

- ・ 構造見学会や完成見学会、HP掲載など県産木材のPRを実施すること。
- ・ 県への写真提供等の求めに対して、施主の了解を得られること。

ウ 県産木材使用割合向上支援

(1) 補助対象者

申込者が認定工務店であるもの。

(2) 補助条件

建築する全木造住宅の県産木材使用割合を、以下の新たな取組を実施することにより、前年度に比べ10%以上引き上げること

- ・ 製材工場からの県産木材製品の供給体制強化
製材工場との県産木材製品の規格の共有による統一化・既製品化、県産木材製品カタログの作成、県産木材についての社内研修の開催等
- ・ 県産木材等のPR
伐採現場等の体験ツアーや完成見学会、PRチラシやのぼりの作成、HP掲載等

4 補助対象とならないもの

以下の要件に該当する場合は、補助の対象としない。

- ・ 各都道府県における都道府県税の滞納があるもの。
- ・ 宗教活動や特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした建築物。
- ・ 島根県条例第49号「島根県暴力団排除条例」第2条に定義する暴力団事務所
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規制対象となる建築物

5 補助金額

下表のとおり。

事業の内容	補助金額
ア 住宅・非住宅建築物建築支援	県産木材使用割合 60～70%までの部分 2万円/m ³ 70～80%までの部分 3万円/m ³ 80～100%の部分 5万円/m ³ (上限額) 住宅の新築 37万5千円/1戸 住宅の増改築 20万円/1戸 非住宅建築物 100万円/1棟 1工務店あたりの補助金上限額は設けない。 ただし、県外で施工する住宅への補助金額は、1工務店当たり合計で100万円（新築・増改築含む）までとする。
イ 非住宅建築物設計支援	木工事費の8.75% (上限額) 100万円/1棟
ウ 県産木材使用割合向上支援	経費の1/2以内 (上限額) 100万円/1社

※アの補助金の算定は、別紙 補助金額計算シートを使用すること

II 申込方法

1 申込期間

- ア 住宅・非住宅建築物建築支援
令和3年4月1日～令和4年3月10日
予算の上限に達した段階で申込終了（先着順）
- イ 非住宅建築物設計支援（追加募集）
応募締切 令和3年10月31日
- ウ 県産木材使用割合向上支援（延長）
応募締切 令和3年10月31日
ただし、予算の上限に達した段階で申込終了（先着順）

2 申込書類

申込期日までに補助金申込書（様式1）に下表の関係書類を揃えて、ア、イについては1部、ウについては、2部（正1部、正のコピー1部）を木材協会に申し込むものとする。

関係書類	申込期日
ア 住宅・非住宅建築物建築支援 (1) 建築確認済証又は建築工事届の写し (2) 設計図（平面図）の写し [住宅] 設計図（平面図）、立面図の写し [非住宅] (3) 都道府県税に未納がないことが証明できるもの（初回申請のみ） (4) 「しまねの木」活用工務店グループ申請書の写し（認定前に着工する場合）	着工前 までと する。
イ 非住宅建築物設計支援 (1) 位置図、仕上概要表、平面図、立面図の写し (2) 工事費内訳概算書等事業費が確認できるもの（A4 1枚程度） (3) 木材利用に関する特記事項（様式適宜） ①応募建築物の設計の考え方と木材利用に関する設計上の工夫・技術的事項 ②応募される事業所の木材利用に関する取組方針 ③使用する県産木材の調達計画 ④応募建築物の利用形態及び利用者数 (4) 都道府県税に未納がないことが証明できるもの（初回申請のみ）	着工前 までと する
ウ 県産木材使用割合向上支援 (1) 「しまねの木」活用建築士・工務店認定制度実施要領 様式第8号別添 県産木材使用状況内訳書の写し (2) 都道府県税に未納がないことが証明できるもの（初回申請のみ）	取組の 着手前 までと する。